

二十六年産米の価格下落への対応について

平成二十六年十一月十三日

自由民主党

農林水産戦略調査会

農 林 部 会

農業基本政策検討PT

昨年の米政策改革においては、平成三十年産を目途に、行政による配分に頼らずとも生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むことを、党として決定したところである。

このような中で、改革初年度にあたる二十六年産については、農協系統が決定した概算金が近年の最低水準まで低下したことにより、生産者及び産地において、不安の声が上がっているところである。

これらを踏まえつつ、政府・党・関係団体が一体となって、農業者の信頼を確保し、米政策改革を着実に実現していくとの観点から、左記の対応を講じることを強く要請する。

さらに、今後の価格動向を注視するとともに、必要な場合には左記に加え、需給・価格の安定、農業経営の安定等のための万全の対策を講じること、また、来たるべき経済対策において、これらに関連する対策を確実に確保することを強く要請する。

記

一 緊急対策として、以下の項目を速やかに実施すること。

(一) ナラシ対策（米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度）については、三月までの価格を見て支払うことから、それまでの間、生産者の当面の資金繰りを円滑にするため、政府においては、次の措置を講じること。

・ 農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化

・ 既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請

・ 米の直接支払交付金の年内支払い

(二) また、二十六年産については、青死米が平年水準を大きく超えて発生し、作況の単収を用いてナラシ対策の当年産収入額を算定することが適切でない地域があることに鑑み、国と当該都道府県が協議の上、実態を踏まえた単収の調整を行うこと。

(三) 販売期間をならず周年安定供給のための売り急ぎ防止策を講じること。

(四) 農協系統においては、現場で上がっている生産者の不安の声に対応し、生産者の所得確保の観点から、適切な価格による販売努力を最大限行い、生産者に対する追加払いについては可能な限り早期に行うよう努めること。

二 平成三十年産から、行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産を実現するためには、昨年の米政策改革において決定された飼料用米等の戦略作物の本作化を進める方針を堅持し、飼料用米等の主食用米以外の作物の計画的な増産が不可欠である。

このような中、財政審議会において、転作作物への助成について問題提起されたことについては、昨年、政府・与党全体として決定した政策の効果をわざわざ減殺するものであり、改革を進めていこうとする生産現場に大きな混乱をもたらしかねず、極めて遺憾である。政府は、現場の混乱を招かないよう、水田活用の直接支払交付金による継続的・安定的な支援のための予算の確保を図ること。

加えて、現在政府で検討されている食料・農業・農村基本計画においても、主食用米の需要の減少を踏まえた飼料用米等の戦略作物の生産拡大の目標とそれを実現するための施策を明確に位置づけること。

三 更に飼料用米の取組を推進するため、次の措置を講じること。

(一) 全農の直接買取スキームの導入に必要な制度的措置

(二) 各都道府県の需要を踏まえた多収性専用品種の種子の確保

(三) 生産・利用拡大、供給体制整備のための機械・設備等の導入支援の拡充

(四) 各都道府県ごとに設立した推進協議会を通じた働きかけの強化

四 米の需要拡大・輸出の促進を図るため、業務用米の安定取引の推進等米の需要拡大の推進を引き続き行うとともに、オールジャパンでの米輸出の取組体制を早期に整え、輸出拡大を支援すること。

五 需要に応じた生産を進めるための安定取引の拡大や情報提供の充実を図るため、次の措置を講じること。

(一) 国による一層分かりやすく、きめ細かな情報提供の充実

(二) 産地と卸売事業者等の間の複数年契約、播種前契約等の安定取引の拡大のための方策の検討

六 需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合には、主食用米を非主食用や輸出用などに自主的に転換していく取組の促進策を検討すること。

七 米価下落の中でも、米の生産コスト削減を進めつつ、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、受け手となる担い手の機械・施設の整備の支援を拡充するとともに、農地中間管理機構による集積・集約化等を着実に進めること。

八 平成二十七年年度におけるナラシ対策への加入を推進するため、対象となる認定農業者、集落営農のナラシ対策加入要件の緩和（規模要件を廃止するとともに、集落営農については法人化計画を不要とすること等）についての周知を更に徹底するとともに、確認を行うこと。併せて、集落営農の組織化等の支援を拡充すること。

九 米に関する現行の制度に加え、農業経営へのセーフティネットであるナラシ対策、飼料用米への支援策等について、地方公共団体や農業者団体を含め、現場においてきめ細かく徹底的に周知を図ること。

十 二十七年産米の生産数量目標については、非主食用米への自主的な転換の取組とも整合するよう、適切に設定すること。

以上